

任期付職員（四国厚生支局指導医療官）の募集について（募集要項）

保険医療機関等が行った診療報酬請求の内容について、医学上の専門的見地から当該保険医療機関等に対する指導・監査を行う「任期付職員」（四国厚生支局指導医療官（医科担当））を以下により募集する。

1 採用区分、採用予定人数等

（１）採用区分

任期付職員（四国厚生支局管内事務所に勤務する指導医療官（医科担当））

（２）職務内容

- ① 保険医療機関及び保険医等に対する指導・監査
- ② 保険者、審査支払機関、保険医療機関、保険医及び医療関係団体に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言
- ③ 保険者、審査支払機関の行うレセプト審査における疑義解釈等に関する指導、助言
等を職務として担当する。

（３）採用予定人員、勤務予定先等

- ① 採用予定人員 １名
- ② 勤務を希望する官署については、徳島事務所、高知事務所及び愛媛事務所の募集官署の中から、優先順位を付して複数の官署を希望することが可能。
- ③ 勤務予定先については、四国厚生支局管内県事務所。

2 採用予定日

令和８年４月１日（採用日については相談に応じます。）

3 任用期間

原則採用日から原則３年

なお、５年を超えない範囲で延長する場合がある。

4 応募要件

次の要件１及び要件２を満たしていること。

（１）基本要件（要件１）

- ① 日本国籍を有し、医師国家試験に合格した者で現に保険医として登録されていること。
- ② 当該試験合格後５年以上経過し、かつ、病院又は診療所において、原則と

して5年以上の臨床経験を有すること。

- ③ 過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分等を受けたことがないこと。

(2) 実務経験等の要件（要件2）

大学病院等に勤務している者、または、退職後、概ね2年以内である者で、次に掲げるいずれかの知識や経験を有する者であること。

- ① 先端の臨床業務・研究・医学教育等に従事する者の知識や経験
- ② 医薬品の適正な使用や特定保険医療材料の使用方法に関する知識や経験
- ③ 最新の手術や処置等の手技に関する知識や経験
- ④ チーム医療（例えば、リハビリテーション・精神科医療等）に関する知識や経験
- ⑤ 地域医療に関する知識や経験
- ⑥ その他前5項に準じる高度で専門的な知識・経験と認められるもの

(3) 欠格要件

以下に該当する者は、応募できない。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考する。

(2) 第2次選考（口述試験）

第1次選考合格者に対し、指導医療官としての適性等について個別面接により行う。

6 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、四国厚生支局総務課より通知する。

7 第2次選考（口述試験）の実施

第1次選考合格者に対し、四国厚生支局総務課から第2次選考（口述試験）の日時等を通知する。

8 第2次選考結果の通知

令和7年12月中旬頃

四国厚生支局総務課より郵便で通知する。

（注）電話による照会には応じない。

9 勤務条件

（1）給料

① 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に基づき職歴等を勘案して決定する。

② 上記の他、期末・勤勉手当、通勤手当等を支給する。

（2）勤務時間

8時30分～17時15分（始業時刻及び終業時刻は勤務官署の定めによる）

1日7時間45分 週38時間45分

※必要に応じ適宜残業がある。

（3）休暇等

完全週休2日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇がある。

（4）服務

任期付職員は、常勤の一般職の国家公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など国家公務員の服務に関する規定が適用される。

10 応募方法

次の（1）応募書類を「11 問い合わせ先及び書類提出先」まで持参又は郵送（配達記録郵便）により申し込むこと。

なお、この応募書類とは別に、エクセル形式で作成した専用の申込書（別添様式1）を電子媒体（押印省略）で特殊メールアドレス

（skkousei125-s@mhlw.go.jp）あて電子メールするか、CD 又はDVD などのメディアを持参又は同封すること。

※ 普通郵便で送付した場合の事故については責任を負わない。

(1) 応募書類

- ① 申込書（別添 様式 1）
 - ② 履歴書（市販の用紙可、顔写真貼付）
 - ③ 医師免許証の写し
 - ④ 小論文（800字以上1200字以内、A4 縦書き、ワープロによる作成）
- ※ 小論文テーマ：「指導医療官として、医療保険行政に携わるにあたり考えること」

(2) 申込受付期間

令和7年6月16日（月）から

令和7年7月15日（火）まで

（郵送の場合は、令和7年7月15日（火）消印有効）

（注1）土・日曜日及び祝日は閉庁。

（注2）持参の場合の受付時間は、午前9時30分から午後5時00分まで。

（注3）エクセル形式の専用の申込書（別添様式1・電子媒体）を特殊メールアドレスにおいて受信したものは、郵送の場合の消印有効と同様に取り扱う。

11 問い合わせ先及び書類提出先

四国厚生支局総務課

所在地：〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎北館4階

電 話：087-851-9565